

令和 7 年度 教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）

仙 台 市

階層 区分	保育利用(2・3号認定) 3歳未満児					教育利用(1号認定) 満3歳以上児 保育利用(2号認定) 3歳以上児										
	階層認定の基準	利用者負担額<保育料> (主食費・副食費含む)				副食費徴収免除 判定の基準	副食費		主食費 第1子 第2子 第3子以降	利用者負担額 <保育料>						
		保育標準時間		保育短時間			1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子								
		第1子	第2子	第1子	第2子											
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	生活保護世帯	免除	免除	施設で 定める額	施設で 定める額						
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	市町村民税 非課税世帯										
C1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	市町村民税 均等割のみ課税世帯										
C2	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650	市町村民税 所得割額 57,700円未満										
C3	54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970	77,101円未満	施設で 定める額	施設で 定める額			施設で 定める額	無償				
C4	57,700円未満 69,000円未満	15,300	5,810	15,300	5,810											
C5	77,101円未満 83,000円未満	20,700	8,690	20,400	8,600	77,101円以上							施設で 定める額	施設で 定める額	施設で 定める額	無償
C6	97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400											
C7	114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500											
C8	134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200											
C9	169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900											
C10	221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550											
C11	301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250											
C12	397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100											
C13	457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700											
C14	519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050											
C15	611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250											
C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450	市町村民税の未申告 または確認のできない世帯			施設で 定める額	施設で 定める額			施設で 定める額	無償		
	市町村民税の未申告 または確認のできない世帯															

- ・令和 7 年 4 月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・地域枠の事業所内保育・居宅訪問型保育）を利用する場合（一時預かりを除く）に適用します。認可外保育施設等を利用する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくことになります。
- ・月途中で入退所した場合の利用者負担額は日割り計算となります。
- ・第 3 子以降の利用者負担額（保育料）及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただきます。
- ・第 1 子、第 2 子、第 3 子以降の数は、裏面の「4. 多子世帯等の利用者負担額（保育料）軽減および副食費徴収免除について」をご参照ください。
- ・この他、施設によって個別の費用（教材費、行事費など）が発生する場合があります。施設に直接ご確認ください。
- ・災害等により居住する家屋が著しい損害を受けた場合や、失業（自己都合の退職を除く）等により収入が著しく減少した場合には、申請により利用者負担額（保育料）の減免を受けられる場合があります。詳しくは利用する保育施設等が所在する区の区役所保育給付課または宮城総合支所保健福祉課までお問い合わせください。

1. 年齢について

- ・【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。
- ・【保育利用(2・3号認定)】は、令和 7 年 3 月 31 日時点の年齢(クラス年齢)です。

(裏面があります)

2. 利用者負担額<保育料>の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について

- ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額(定額減税反映後)の合計により決定します。なお、税額控除(配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。
【4月～8月分】: 令和6年度の市町村民税(令和5年1月～12月収入分)
【9月～翌3月分】: 令和7年度の市町村民税(令和6年1月～12月収入分)
- ・政令指定都市の所得割額は6%相当(名古屋市は5.7%)の税率を適用して計算します。
- ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算する場合があります。
- ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。

3. 幼児教育・保育の無償化について

(1)利用者負担額<保育料>について

- ・利用者負担額<保育料>の無償化の対象は以下のとおりです。(延長保育料などは、無償化の対象外です)
【教育利用(1号認定)】 満3歳児から5歳(小学校就学前)まで
【保育利用(2号認定)】3歳以上児 3歳児クラスから5歳児クラスまで
【保育利用(2・3号認定)】3歳未満児 市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまで

(2)副食費(おかず・おやつ等)の徴収免除について

- ・利用施設において設定する副食費は保護者負担となりますが、以下に該当する世帯と、第3子以降は免除されます。第3子以降の数え方は「4. 多子世帯等の利用者負担額<保育料>軽減および副食費徴収免除について」をご参照ください。
- ・主食費の免除はありません。
【教育利用(1号認定)】 所得割額 77,101 円未満の世帯
【保育利用(2号認定)】3歳以上児 所得割額 57,700 円未満の世帯(ひとり親・障害者世帯は 77,101 円未満の世帯)
- ・保育利用(2・3号認定)3歳未満児の主食費と副食費は、利用者負担額の一部として保護者負担となります。
- ・免除適用となる方には副食費徴収免除通知書を送付いたします。免除適用期間は通知書に記載しておりますのでご確認ください。適用期間終了後も免除対象となる場合には改めて通知いたします。

4. 多子世帯等の利用者負担額<保育料>軽減および副食費徴収免除について

- 以下の各区分に該当するお子さまを年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。
- ・保育利用(2・3号認定)の3歳未満児の利用者負担額について、第2子のお子さまは表の「第2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまは無料となります。
 - ・教育利用(1号認定)および保育利用(2号認定)の3歳以上児の副食費について、第3子以降のお子さまは免除されます。

(1)教育利用(1号認定)

同一世帯の小学校3年生以下と対象施設(*)に入所又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます)

(2)保育利用(2・3号認定)

対象施設(*)に入所又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます)

*対象入所施設: 保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、企業主導型保育施設
対象利用制度: 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

(3)保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額 57,700 円未満(C4階層の一部～C1階層)の世帯

保護者と生計が同一の子等(※1)が対象です。

(4)保育利用(2・3号認定)3歳未満児でひとり親世帯・障害者世帯(※2)のうち、所得割額 77,101 円未満の世帯

保護者と生計が同一の子等(※1)が対象です。

また、第1子については、下表の利用者負担額が適用され、第2子以降の利用者負担額は無料となります。

3歳未満児でひとり親世帯・障害者世帯のうち、所得割額 77,101 円未満の世帯における第1子の利用者負担額			
階層区分	階層認定の基準	保育利用(2・3号認定) 3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯	1,990	1,990
C2	所得割額 48,600円未満	2,350	2,350
C3	54,000円未満	3,510	3,510
C4	69,000円未満	4,590	4,590
C5	77,101円未満	6,210	6,210
	77,101円以上	表面利用者負担額のとおり	

(※1)生計が同一の子等

- ・保護者と生計が同一の子や孫等(保護者が監護していた子どもが成長し、成年に達した場合も含む。)であれば年齢に関わらず対象となります。
- * ここでの生計が同一とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。ただし、保護者と住民票を別に行っている等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等の提出が必要になる場合があります。

(※2)障害者世帯

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者のいる世帯等